

## 長崎大学教育学部附属中学校いじめ防止基本方針

### 1 基本方針策定の意義

- (1) 方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめの問題を抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応とする。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- (3) 加害者への成長支援の観点を方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につなげる。

### 2 基本理念

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。このことに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策に関し、以下のとおり基本理念を定める。

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習や学校行事、部活動及びその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるように努める。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることやその他のいじめの問題に関することについて、生徒が十分理解できるように努める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、長崎大学、本校育友会、家庭、その他関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して対策に取り組む。

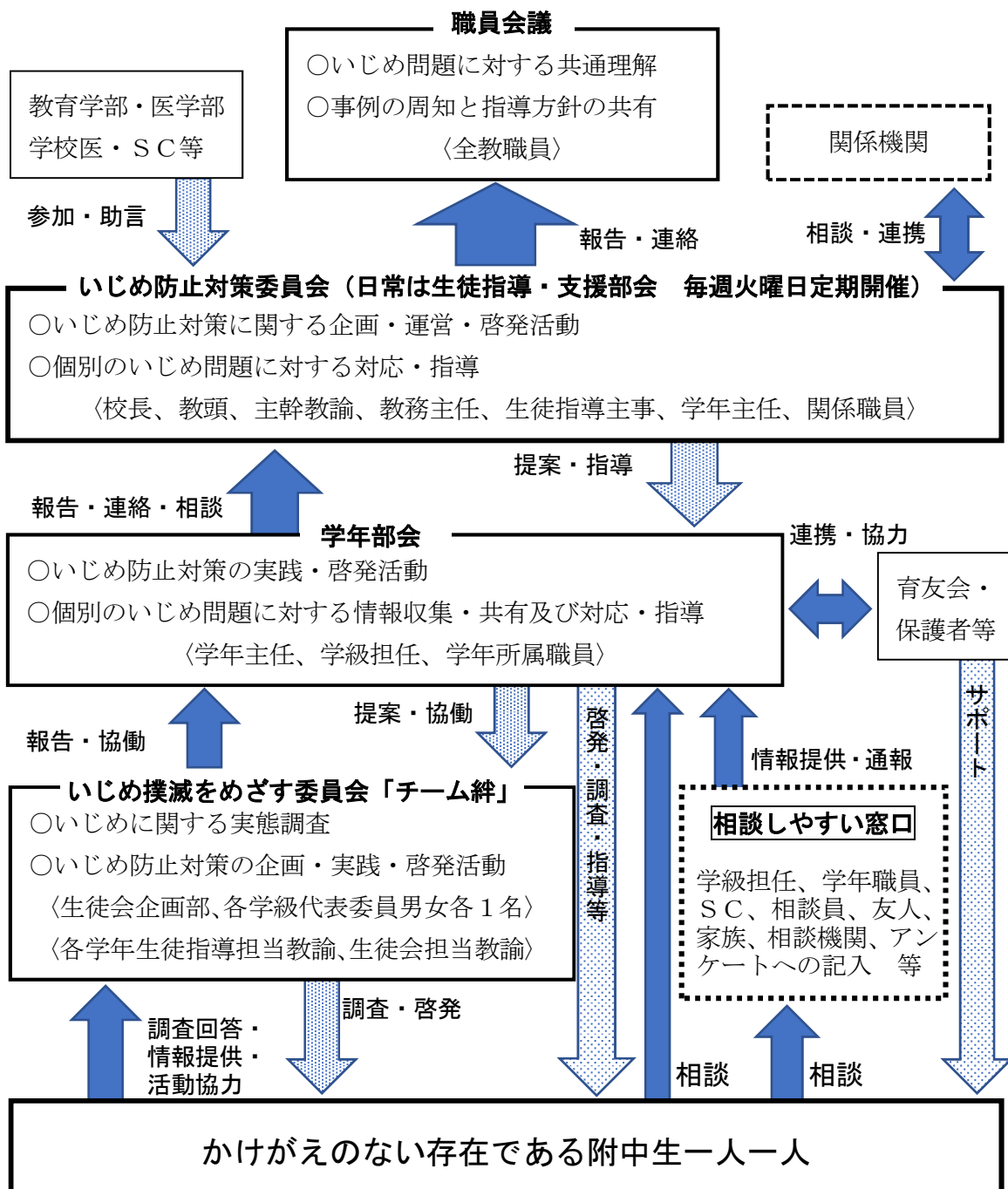
### 3 定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

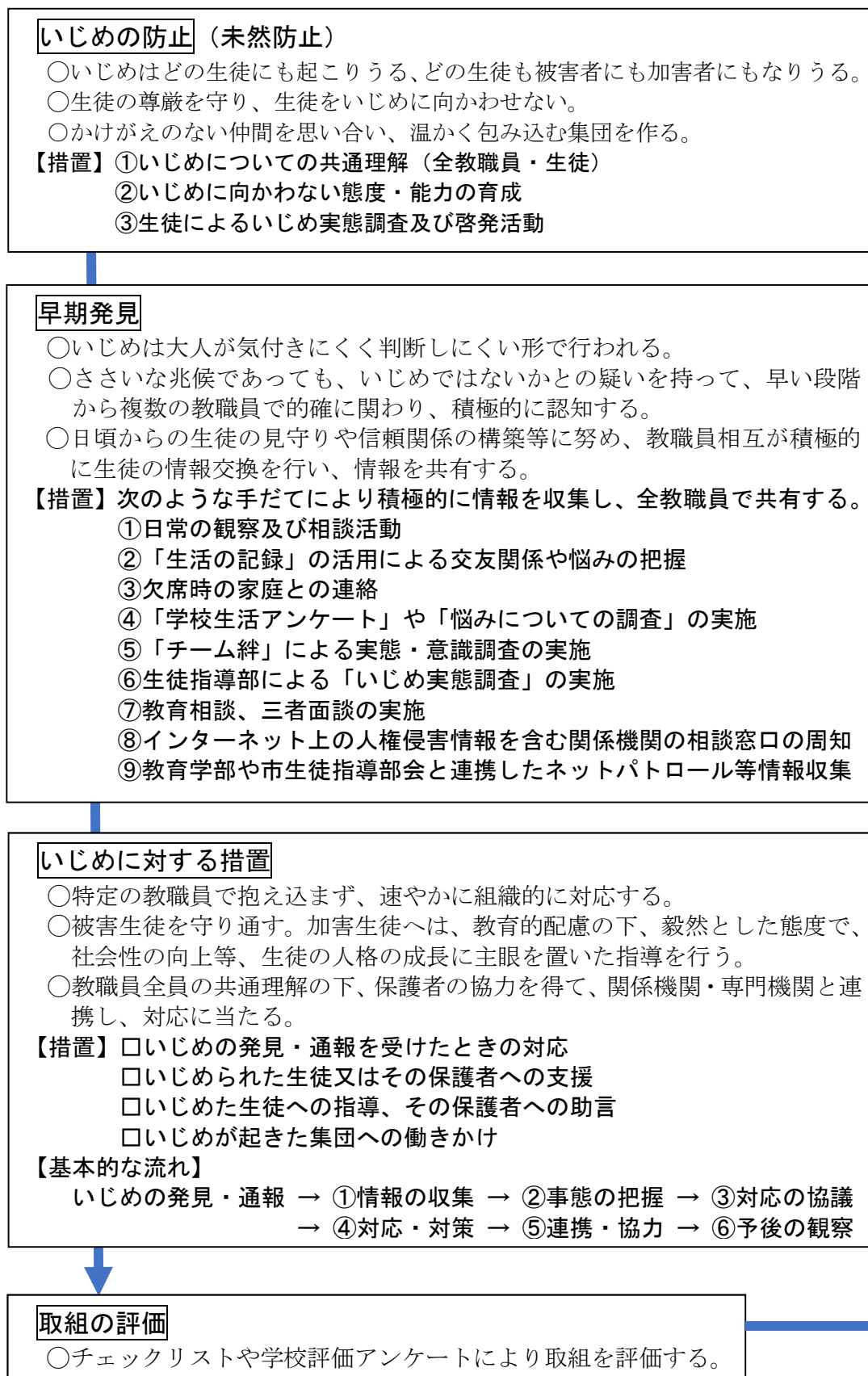
（「いじめ防止対策推進法」第2条の「児童等」を「生徒」に読み替え）

#### 4 校内組織体制

※重大事態については、長崎大学の緊急時対応体制による。  
 ※個別のいじめ問題に関して、随時教育学部長へ報告する。



## 5 防止対策の全体計画



## 6 いじめの防止

### (1) 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

基本姿勢「自他共に各々の特長を理解し、多様でかけがえのない仲間を思い合い、温かく包み込む集団を作る」により、一人一人がよりよく成長する集団づくりを行うことが、未然防止の基本である。

また、定期的に取り組を検証し、不断の改善を行う。

### (2) いじめの防止のための措置

#### ① いじめについての共通理解（全教職員・生徒）

ア いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点などについて、校内研修会や事例研究会を通して、全教職員の共通理解を図る。

イ 全校集会や学年集会、学級活動において、日常的、計画的にいじめの問題を取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という雰囲気为学校全体に醸成する。

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、道徳教育や人権教育、情報モラル教育、体験活動等の充実を図る。

#### ③ 生徒によるいじめ実態調査及び啓発活動

生徒会企画部及び各学級代表生徒によるいじめ撲滅をめざす委員会「チーム絆」を設置し、「いじめに関する実態調査」「いじめ防止対策の企画・実践・啓発活動」を推進する。

## 7 早期発見

### (1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

### (2) 早期発見のための措置

次のような手だてにより積極的に情報を収集し、全教職員で共有する。

① 日常の観察及び相談活動

② 「生活の記録」の活用による交友関係や悩みの把握

- ③ 欠席時の家庭との連絡
- ④ 「学校生活アンケート」や「悩みについての調査」の実施
- ⑤ 「チーム絆」による実態・意識調査の実施
- ⑥ 生徒指導部による「いじめ実態調査」の実施
- ⑦ 教育相談、三者面談の実施
- ⑧ インターネット上の人権侵害情報を含む関係機関の相談窓口の周知
- ⑨ 教育学部や市生徒指導部会と連携したネットパトロール等情報収集

## 8 いじめに対する措置

### (1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### (2) 基本的な流れ

- |               |  |
|---------------|--|
| <b>①情報の収集</b> | いじめの通報を受け、いじめられている生徒の学級担任や部活動顧問等が中心となって、当該学年部会の協力を得て事実確認を行う。   |
| <b>②事態の把握</b> | いじめ防止対策委員会において、いじめられている生徒といじめている生徒、周囲の生徒からの聞き取り調査等の結果を基に、事実の整合性を確認して、いじめの判断を行う。  |
| <b>③対応の協議</b> | いじめの事実が確認された際は、いじめ防止対策委員会において、今後の対応・対策について、「即時的な対応・対策」と「中期的な対応・対策」とに区別し、職員の役割分担や今後の見通しを明らかにする。                               |
| <b>④対応・対策</b> | いじめ防止対策委員会の指示に従い、関係職員が連携して対応・対策に当たる。対応・対策の進捗状況については、いじめ防止対策委員会に随時報告する。   |
| <b>⑤連携・協力</b> | いじめの発見・通報の直後から保護者との連携・協力体制を確立し、各対応段階において、連絡・相談を密に行う。状況に応じてスクールカウンセラー・関係機関と連携・協力して、対応に当たる。ただし、その際、個人情報やプライバシーの問題を踏まえ、慎重に対応する。 |

### ⑥ 予後の観察

関係職員による対応の後、交友関係の正常化等を中心に、全職員で当該生徒の状況の観察を継続する。必要に応じて、スクールカウンセラー等による相談活動を行う。



### (3) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育学部長に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑤ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに校内いじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ⑥ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられ

ている生徒を徹底して守り通すという観点から、教育学部長の指導を受けながら、所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ⑦ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。特に、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

#### (4) いじめられた生徒やその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際は、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ④ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑤ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ⑥ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### (5) いじめた生徒への指導、その保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の

理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑤ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### (6) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ② たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ④ いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけでなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## 9 取組の評価

学期ごとにいじめ問題への対応状況を評価する。その際、いじめの有無やその多寡だけでなく、日頃の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対応等について評価し、その結果を踏まえて一層の充実・改善に取り組む。また、学校評価の項目に位置付け、評価結果は学校評議員会において報告する。

10 年間計画 ◎未然防止の取組 ○早期発見の取組 □状況把握・取組評価

月	いじめ防止の取組	学校行事等
常時	◎未然防止：温かい集団づくり、啓発 ○早期発見：観察、信頼関係づくり □状況把握：生徒指導・支援部会（毎週火曜日） ☆いじめを認知した場合は、迅速に対応	
4	◎いじめ防止基本方針等の見直し ◎教員の理解、生徒や保護者への周知 ○観察や生活の記録の記入点検等によるいじめの有無の把握	・始業式、入学式 ・育友会総会 ・部活動運営協議会
5	○行事後、アンケートAの実施	・附中祭「春」
6	○アンケートCの実施	・市中総体各種競技 ・研究発表会
7	○アンケートBの実施及び三者面談での確認 ◎人権学習を通したいじめ防止の啓発	・オープンスクール ・三者面談
8	◎平和学習を通したいじめ防止の啓発	・平和集会
9	○アンケートDの実施	・教育実習（主免） ・生徒会役員改選
10	○前期振り返りの中でのいじめの有無の確認	・教育実習（副免） ・附中祭「秋」
11	○アンケートBの実施及び教育相談での確認 ◎PTCC（公開道徳、学年集会）を通したいじめ防止の啓発	・教育相談 ・附中人権の日 ・PTCC
12	◎チーム絆の取組やその発表によるいじめ防止の啓発 ○学校評価アンケートの実施	・百日祭 ・生徒集会（人権）
1	○アンケートDの実施 □いじめ防止の取組の自己評価	・本校入学者選抜検査 ・生徒総会
2	○アンケートAの実施 □学校評議員会での報告、助言を受けた改善	・学校評議員会
3	○年間振り返りの中でのいじめの有無の確認	・卒業式、修了式

【アンケートの種類】

- アンケートA：学校生活アンケート（悩みの有無、学級の様子を答える質問）  
 アンケートB：悩みについての調査（健康、勉強、友達等の項目別に悩みを答える質問）  
 アンケートC：いじめ早期発見のためのWebアンケート（無記名のWeb回答）  
 アンケートD：いじめ早期発見のための簡易アンケート（いじめの有無を答える質問）

## 11 学校評価による取組の検証

### 令和7年度

#### (1) 学校評価アンケート 令和7年12月実施

##### ①生徒【肯定的評価】82.6%

学校は、いじめ防止対策基本方針に従って、未然防止、早期発見に努め、発見したときにきちんと対応していると思いますか。

(4段階評価) 41.3% 41.3% 15.2% 2.1% (分からない) 0.0%

##### ②保護者【肯定的評価】75.3%

学校は、いじめ防止対策基本方針に従って、未然防止、早期発見に努め、発見したときにきちんと対応していると思いますか。

(4段階評価) 25.5% 49.8% 5.4% 1.7% (分からない) 17.6%

##### ③教職員(自己)【肯定的評価】100.0%

あなたは、いじめ防止対策基本方針に従って、未然防止、早期発見に努め、発見したときに組織的に対応していますか。

(4段階評価) 52.2% 47.8% 0.0% 0.0% (分からない) 0.0%

##### ④教職員(学校)【肯定的評価】91.3%

学校、全教員が、そうしていると思いますか。

(4段階評価) 34.8% 56.5% 8.7% 0.0% (分からない) 0.0%

#### (2) 総括評価

(1)の他項目において、「附中生は、互いのよさや持ち味を理解し、仲間や自分を大切に思っていると思いますか。」の肯定的評価が93%であるなど、全体として温かい集団づくりが実現していると考えます。

学校評議員会においては、人権教育の項目の評価が、4件法の「よい」が60%、「だいたいよい」が40%であり、障害のある人の人権について、取組に反映していく。

いじめ防止対策の取組については、特に「あてはまらない」と回答した生徒2.1%、保護者1.7%の意見を真摯に受け止め、「分からない」と回答した保護者17.6%を含め、本校のいじめ防止対策についての考え方や具体的な対応について、可能な限り分かりやすく伝えるよう努める。

年度末の見直しを行った結果、今回は基本方針を改訂しないものとする。